

令和4年度

定期（固定資産税公益減免）監査結果報告書

令和5年5月

備前市監査委員



本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により備前市議会及び備前市長に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和 5 年 5 月

備前市監査委員 小野田 隼也  
同 土 器 豊



## 目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨 .....	1
第2 監査の種類 .....	1
第3 監査の対象 .....	1
第4 監査の着眼点 .....	1
第5 監査の主な実施内容 .....	1
第6 監査の実施場所及び日程 .....	1
第7 監査の報告基準 .....	1
第8 監査の結果 .....	2
令和4年度定期監査結果報告書添付意見 .....	3

(注) 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則 (平成17年備前市規則第57号)

→備前市会計規則 (平成17年規則第57号)



## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

総務部税務課

## 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

## 第5 監査の主な実施内容

令和4年度の備前市税条例（平成17年条例第83号）第71条第1項第2号に基づく固定資産税の減免（以下「公益減免」という。）に関する事務が適正に行われているかなどに着眼して、監査を実施した。

監査にあたっては、事前に関係書類を検査し、当日関係職員への対面による質問及び現地調査を実施した。

なお、本監査については、地方自治法第200条の2の規定に基づき代表監査委員が選任した監査専門委員 藤原由卓税理士にその調査を委託して実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

実施場所 備前市役所

監査期日 令和4年12月21日（水）

## 第7 監査の報告基準

### 1 監査結果の処理区分

監査委員は、備前市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員訓令第2号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

#### （1）指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

イ その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

#### （2）指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
  - イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- (3) 勧告
- 監査結果のうち、特に措置を講じる必要があると認められるもの

## 2 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第 20 条第 3 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは、異なるものがある。

## 第 8 監査の結果

### 1 監査の実施状況

監査専門委員に委託した固定資産税の公益減免に関する事務については、有効性、効率性、経済性、合規性等の観点から実施した。

### 2 監査の結果

監査の結果、監査を実施した範囲において、是正、改善すべき指摘又は指導事項はなかった。



## 令和4年度定期監査結果報告書添付意見

### 1 意見に至る経緯

監査専門委員の監査報告を見ると、次のような状況が見受けられた。

#### ア 公益減免を行う際の事務について

市が公益減免を決定した際に、減免申請者に対して、固定資産税・都市計画税税額変更（決定）通知書は送付しているが、減免決定通知書を送付していなかった。

#### イ 公益減免後の現況調査について

公益減免を認めた後、固定資産の現況が毎年変わるとは考えにくいですが、公益減免を行った後の年度において、公益減免を認めた固定資産の全件の現況確認ができていなかった。

#### ウ 相続がされた場合の公益減免申請について

公益減免の対象となった固定資産が相続された場合、相続人から減免申請書を提出してもらい必要があるが、相続人から減免申請書の提出を受けていないものが見受けられた。

#### エ 公益減免を行う際の減免対象固定資産の利用者について

公益減免の申請の際に、使用目的が地域住民が使用するとされていても、実際には、当該固定資産を使用する者が限定されている可能性がある事態が見けられた。

### 2 意見

固定資産税は、貴重な自主財源であり、市民税の歳入の約53%（令和3年度決算による）を占める基幹税目の一つである。また、固定資産税は、所有者の申告に基づかず、市が賦課するものであるため、市には税の公正・公平性、透明性が特に求められている。税の公正・公平性、透明性を確保することは、賦課のみならず、減免においても重要であり、その決定に際しては、慎重に判断を行う必要がある。

監査専門委員の監査報告を踏まえた監査委員の意見は、次のとおりである。については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

ア 市は、公益減免を認めた場合に、固定資産税・都市計画税税額変更（決定）通知書の

みを送付しており、市税減免通知書を送付していない。備前市税条例<sup>1</sup>（平成 17 年条例第 83 号）によると、公益減免を受けた者は、公益減免を受けた事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならないとされている。このことから、市は公益減免を受けた者が、公益減免を受けていることを認識できるようにしておくことが必要である。

イ 市が公益減免を認めた後に、減免の対象となった固定資産の利用状況等が変わり、公益減免の対象ではなくなる場合もある。本来は減免を受けた者からの申告が求められるものであるが、公益減免を受けた者が減免制度を十分に理解していない場合や単に失念している場合も想定される。課税の公正・公平性を担保するためにも、市は、公益減免を受けた者からの変更申請を待つだけでなく、自ら調査することについても検討する必要がある。毎年すべての案件を調査することは人的・時間的制約、また、費用対効果の面から現実的ではないが、例えば、数年の期間で全件を調査することや、航空写真を用いた AI 判別を行うことなども一つの方法であると考えられる。

ウ 公益減免の対象となる固定資産の所有者が相続等で変更となった場合、新しい所有者が新たに公益減免の申請を提出し、その者に対する公益減免を行うことが必要であるので、市は、相続登記がなされない間においても、新しい所有者からの減免申請書の提出を促す方法や周知方法について検討する必要がある。

エ 公益減免の対象となる固定資産を使用する目的が、「地域住民が使用する」とされていても、現実的にその使用者が限定されている場合は公益性に疑義が生じる場合があるので、市は、これを認める場合には、その調査方法や、認める基準の作成について検討する必要がある。

---

<sup>1</sup> 備前市税条例第 71 条第 3 項